

令和5年4月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年4月6日(木)
15時51分～17時00分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
議案第2号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
2) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) 令和5年度農業委員会予算
5) 令和4年度年間業務報告
6) 令和4年度月別許可申請件数
7) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和5年4月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さんご苦勞様です。時間前ですが、全員お集まりですので、始めたいと思います。皆さんには農繁期の始まりでお忙しいところ、時間の都合をつけてご参加くださり大変ありがとうございます。また、小杉の研修会に皆さんご出席、協力いただき大変ありがとうございます。その後の研修視察に参加くださりありがとうございます。ただ、残念なことに人数が少なかったということで、企画のミスもあったのかなと思っております。それでは、4月の総会に入らせていただきます。今回は新年度の第1回目となる総会であります。皆さんの慎重審議をよろしくお願いします。4月1日の人事異動により、事務局の体制が変わりました。林事務局次長に替わり、吉田事務局次長が就任されました。また、荒井事務局次長補佐が事務局から異動となりました。それでは吉田事務局次長からひと言お願いします。</p>
	<p>—吉田事務局次長あいさつ—</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会4月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、20名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。8番の前田委員さんと11番の石丸委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計4件</p> <p>○議案第2号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、2件の付議議案となっています。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、面積は747.61㎡となっております。譲受人が〇〇さん外1名、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページか</p>

	<p>ら3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それではご報告いたします。事務局から説明がありましたとおり、平たく言えば空き家に付随した農地の所有権の移転申請になります。譲渡人は〇〇さん、元〇〇に住んでおられた方です。譲受人は〇〇さん夫妻になります。申請地は3ページの位置図を見ていただきたいと思えます。3771という赤い線の引いてないところが自宅宅地です。その周りに、3769-2と3767, 3770、2ページの離れた形になっていますが、3763と3772も自宅に付随してある用地になっています。その隣りに道路があつてその手前の下の方にも道路があつてそれが繋がっているというような内容になっています。現在は空家になっていまして、もちろん耕作放棄地という状況になっています。畑、田んぼという風になっていますが、実質畑だったのかという感じです。747.61㎡になっております。実際のところ、〇〇地域というのは過疎化が進んでいまして、空き家登録をして、ネットで会して〇〇さんが売買契約となっています。〇〇夫妻は昨年9月から今年の1月の雪のひどいときに現地に来られまして、実際に空き家になっているところにテントを張って何日か過ごしたと本人から聞いております。何とか生活はできたということをお話されておりました。〇〇さんの奥さんは現在も借地で野菜を作付けされておりますので、747㎡程度は大丈夫だと思われまますし、旦那さんの方も建築関係の仕事をされておられますが、農業も少し関心があつて、慣れてきたら借地を増やしてでも増やしていきたいと言っておられました。</p> <p>まさに、耕作者に対して、〇〇地内の人たちの応援体制もできております。ぜひとも長く永住されて次の人を迎えるモデルになればと期待しております。ご承認の方よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>

〇〇委員	年はいくつぐらいの人ですか。
〇〇委員	40歳代です。
会長	受付番号1番について、質問が以上で無いようですので、次に、関連がありますので受付番号2番と3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号2番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は6筆で、面積は3,093㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、4ページから7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>受付番号3番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は6筆で、面積は5,284㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、8ページから13ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番、3番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>報告いたします。2番と3番が一緒のことなので、合わせて説明いたします。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。申請地は〇〇で〇〇さんは、〇〇451-1他5筆、3,093㎡、〇〇さんは〇〇488他5筆、5,284㎡の3条申請の所有権移転であります。〇〇さんの方は父親が昨年亡くなられてまして、急遽相続されたということでもあります。そのため、水田の管理や耕作は不可能でありますし、本地区はこの場所については圃場整備中で、竣工中のところでもあります。その負担金もあることですから、誰か買って欲しくないかなという要望でありまして、〇〇さんについては、父親が生前の時には担い手として田んぼをしておられましたし、〇〇さんについては圃場整備の世話人</p>

	<p>もしておいでますので、買ってもいいよということになって今回この話がついたところであります。現在竣工中でございますし、〇〇さんのところはそのまま担い手の農業者として継続して農業を続けることもできますし、〇〇さんについては、現在営農組織に入っておられますので、今後問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号2番、3番について、質問が無いようですので、次に、受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は64㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人〇〇さんです。位置図については、14ページから15ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は〇〇343の畑、64㎡です。14ページ、15ページにある家が建っている前の小さいところが今譲渡人の畑となっております。〇〇さんは現在93歳で2、30年ほど前に〇〇の一戸建てに移動されて住まいをされています。3年ほど前に転ばれてから歩行困難になって、デイサービスに通われています。長男の〇〇さんが父母の送迎等をされているのですが、その〇〇さんも今63歳ですが、60歳まで〇〇で仕事をされていて、〇〇の方にはほとんど来ないということで、家の方は空家になっています。農地も2、30年ほど前に〇〇地区の中核営農さんにまかせていて関知していないということです。農地の扱いということで、譲渡申請ということになりました。〇〇さんは高齢のために働くことはできません。長男の〇〇さんもこちらのほうには来ないということで、所有権移転申請ということになりました。ゆくゆくは〇〇さんという方が空き家情報登録バンクでこの土地を買い取られる予</p>

	定です。以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	畑だけ買うんですか。
〇〇委員	地図上ではわかりませんが、宅地の一角が畑扱いになっています。 宅地と一緒に買うということです。
会長	質問が無いようですので、「異議なし」として議案第1号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第1号については「承認」といたします。 続いて、議案第2号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第2号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 3ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が4件で、合計面積が25,888㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」利用権設定が4件で、合計面積が29,818㎡であり、すべて新規となっております。「1年以上3年未満」の利用権設定が1件で、面積が1,991㎡であり新規となっております。 申請の内容は5ページから7ページに記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第2号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第2号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 続きまして協議事項1「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」事務局より説明願います。
事務局	協議事項1「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」説明
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	要望として、文章が長いので、短くしたらいいのではないですか。
事務局	必要とされている内容を書き加えると、これだけ長い文章になってしまいます。
会長	以上で無いようですので、次に協議事項2「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明願います。
事務局	協議事項2「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」説明
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	3経営体とはどこですか。
事務局	〇〇と〇〇が2つです。
〇〇委員	遊休農地というのはパトロールしているところはほとんど山間地で、それ以外で聞いたことがないですが、遊休農地の解消は本当に可能なのですか。また、集積をして5枚が1枚になったら、どうやってお金を払うのか心配です。

〇〇委員	平場で所有者の意思で作付けなど管理をしていないところは、遊休農地とみるのですか。不作地が出てくるということが現実には起こっていますが、それは解消目標になるのかならないのですか。農地整備に問題になるのですが、どう考えればいいのですか。
事務局	遊休農地の解消というのは簡単な問題ではありませんが、農業委員会としては解消していくことを目標としなければなりませんので、有効な方法がないか今後も検討していきたいと思います。
会長	以上で無いようですので、次に報告事項について事務局より説明させていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) 令和5年度農業委員会予算 5) 令和4年度年間業務報告 6) 令和4年度月別許可申請件数 7) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたします。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日の総会審議ご苦労様でした。新年度になり新メンバーになり、事務局の皆さんにはこれからもよろしく願いいたします。以上で4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。
	－4月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年4月6日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 8番 前 田 真一郎

11番 石 丸 正 明

